

## ハンセン病対策における普及啓発及び名誉回復事業について

### 経緯

○平成13年5月のハンセン病国家賠償請求訴訟判決確定に際し、「ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決をめざす」内閣総理大臣談話(H13.5.25)を公表。

#### 【主な内容】

・名誉回復及び福祉増進のために可能な限りの措置を講じる。

具体的には、患者・元患者から要望のある退所者給与金(年金)の創設、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現について早急に検討を進める。

○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成20年に制定され、名誉回復措置を講ずることを規定。

・ 18条 国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。



### ○普及啓発、名誉回復事業

- ・中学生向けパンフレットの発行
- ・シンポジウム開催
- ・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典開催等

### ○ハンセン病資料館の管理・運営

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、国が実施する名誉回復、普及啓発の一環として、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る。

### ○重監房資料館の管理・運営

重監房とハンセン病問題に関する資料の収集・保存と調査・研究の成果を発表することにより、人の命の大切さを学び、広くハンセン病問題への理解を促すことで、ハンセン病をめぐる差別と偏見の解消を目指す。